

平成二十五年六月十四日受領
答 弁 第 九 三 号

内閣衆質一八三第九三号

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員宮本岳志君提出デジタル映画作品の保存に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮本岳志君提出デジタル映画作品の保存に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

文部科学省としては、御指摘の「映画作品」の「保存・継承」などを行うことは我が国の映画の振興を図る観点から重要であると考えており、現在、独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館フィルムセンター（以下「フィルムセンター」という。）において、映画フィルムの計画的な収集、保存等を行っているところである。

もつとも、御指摘の「デジタル映画作品」の保存や「フィルム映画作品」のデジタル化等については、現在、フィルムセンターにおいて、デジタル技術を用いた「フィルム映画作品」の修復等を行っているところではあるが、そもそもデジタル方式の記録媒体等に係る技術革新が近年において急速に進行し、多種多様な記録媒体が存在する状況となっており、かつ、それらの記録媒体等が急速に進歩することによって、今後、機器やデータ等の定期的な更新等を要することとなるなどという指摘もあることに加えて、映画に係る業界団体等において、デジタル方式の記録媒体等が統一されておらず、その長期的な保存方法に関する統一的なルールも確立していないなど、「デジタル映画作品」やデジタル化された「フィルム映画

作品」の「保存・継承」などの上で、なお検討を要する様々な課題があると認識しており、同省としては、「デジタル映画作品」を含む映画の製作等に係る支援等を通じて日本の映画の振興等に努めてはいるものの、「デジタル映画作品」やデジタル化された「フィルム映画作品」の「保存・継承」などに係る課題については、まずは、映画に係る業界団体等における検討の動きを注視しているところである。

五について

文部科学省においては、これまでもフィルムセンターが行う映画フィルムの収集、保存等に関する活動に係る経費を含め、独立行政法人国立美術館に対して必要な予算を措置してきたところであり、今後必要予算を措置してまいりたい。また、御指摘の「フィルムセンターの独立」については、独立行政法人改革の状況や国の財政状況などを踏まえつつ、今後、適切に対応してまいりたい。